

令和4（2022）年度栃木県文化振興基金助成事業 2次募集 募集要項 （とちぎの文化の新たな魅力創造・発信助成事業）

1 目的

「栃木県文化振興基金」を活用し、文化振興基本計画（第2期）に基づく「とちぎの文化の新たな魅力創造・発信事業」を推進するため、文化芸術と他分野との連携推進や、先進事例の横展開に取り組む活動を募集します。

2 助成対象事業

文化芸術と他の関連分野（観光、まちづくり、産業等）が連携し、とちぎの文化の新たな魅力を創造・発信していく事業が対象となります。

【例】

[文化財 × 観光 × 食文化 × 音楽]

・文化財を活用した会場での、地元産の食材、地元の音楽家を手配したイベントの開催

[文化財 × 伝統芸能 × 観光]

・歴史的建造物を会場に伝統芸能の発表会を開催するほか、近隣の文化財や史跡などを巡る周遊ツアーの開催

[アート × 農林業]

・森林や竹林での音楽祭やインスタレーション展示

[アート × 観光]

・町全体を使ったアートイベントによる観光誘客・周遊促進事業

[アート × 産業 × 観光]

・採掘場等を活用した音楽イベントや芸術作品の展示

3 助成対象事業の実施期間

交付決定日（令和4（2022）年9月1日を予定）から令和5（2023）年3月31日まで

※ 令和5（2023）年3月31日までに助成対象経費の支出を完了させる必要があります。

4 実施場所

栃木県内

※栃木県内が主であれば、県外地域（海外を含む。）との連携実施も可能です。

5 助成対象者

助成対象者は、次の(1)及び(2)の条件を満たす団体とします。

ただし、市町等から運営費等に充てる恒常的な補助金等を受けている団体は、助成対象外となる場合があります。詳しくは、県民文化課にお問い合わせください。

(1) 県内に活動拠点があること。

(2) 代表者が明らかで、定款や規約などを有しており、会計経理が明確で事業を完遂できる見込みがあること。

6 助成対象外の事業

次のいずれかに該当する場合は、助成対象外となります。

(1) 専ら営利を目的とする事業

(2) 特定の政治、宗教活動を目的とする事業

(3) 団体等の内部活動である事業等

① いわゆる教授所・教室や単独の流派が行う発表会や温習会等の事業

- ② コンクール又はコンテストのみを目的として行われる公演、展示等の事業
 - ③ チャリティを目的とする事業
 - ④ 出版、収集又は資料作成のみを目的とする事業
 - ⑤ 広く一般に周知されず、参加者、入場者等が制限される事業
 - (4) 委託料や報償費（謝金）の割合が過度な事業
 - (5) 「令和4年度栃木県文化振興基金助成事業(文化活動等助成事業)」に申請をしている事業
 - (6) 新型コロナウイルス感染症に対する適切な感染防止対策が講じられていない事業
- ※ 事業を開催する時点における国や県のイベント開催基準に応じた感染防止対策や業種別ガイドラインに沿った対策等を行う必要があります。

7 助成金の額

助成金の限度額は100万円です。

なお、助成金は、栃木県文化振興基金の予算の範囲内で算定しますので、団体からの要望額すべてを満たすとは限りません。

次に掲げる助成対象経費（事業の実施に要する直接的な経費のうち必要と認められるもので、恒常的な運営費、人件費等を除く。）の**2分の1以内**とします。

- (1) 報償費（謝金）
外部の出演者・講師等への謝金
- (2) 賃金
臨時に雇用したアルバイト等への賃金
- (3) 旅費（交通費、宿泊費）
実費。宿泊費は原則、外部の出演者・講師等に限る。
- (4) 需用費（消耗品費、印刷製本費）
消耗品費：事業の実施に必要な看板製作、感染防止対策等に要する経費
印刷製本費：ちらし、ポスター、プログラム、資料等の印刷物の作成に要する経費
- (5) 役務費（通信運搬費、手数料）
通信運搬費：ちらしの発送、機材の運搬に要する経費等
- (6) 使用料及び賃借料
会場使用料、設備等使用料、著作権使用料、楽器等賃借料等
- (7) 委託料
業務の一部を委託する場合に要する経費
- (8) その他必要と認められるもの
上記(1)～(7)以外の経費は、附表2-4(収支予算書)の積算内訳欄に詳しい内容を記載してください。

※ 採択された場合、事業完了後に実績報告書を提出していただく際に、**「領収書」の原本を確認できない経費及び支出の内訳が確認できない領収書の経費は、助成対象経費として計上できません**ので御注意願います。

【助成の対象外経費（主なもの）】

- ◆ 交付決定日前に着手又は支出した経費
- ◆ 令和5（2023）年4月1日以降に支出した経費
- ◆ 申請団体以外の者が支出した経費
- ◆ 会員やそれに類する者への謝金、賃金、食糧費等

- ◆実行委員会の構成団体構成員に対する報償費・賃金・委託料
- ◆旅費のうち実費を超える部分及び航空・列車運賃の特別料金（グリーン車料金等）
- ◆出演者・参加者等への賞品・記念品、花束、手土産等
- ◆レセプションや懇親会等に要する費用
- ◆事業終了後の礼状作成、発送費用 ◆電話料金 ◆手数料（振込、代引き等）
- ◆チケット販売手数料（支出に計上せず、入場料収入から差し引くこと。）
- ◆備品（金額にかかわらず、事業終了後に恒常的に団体に残る物品（記録機器・楽器等））
- ◆練習のための報償費、旅費、会場使用料等（ただし、リハーサル（原則1回）は除く。）
- ◆他の機関（国、県等）から助成等を受けている使用用途が限定されている特定の経費
- ◆事業の変更・延期・中止に伴うキャンセル料、違約金等

8 評価要素

【総合的評価】 次の要素を総合的に考慮します。

(1) 具体性、実現可能性

事業の目的、内容が明確、具体的で実現可能性があること。

(2) 予算積算、事業運営の適正性

予算の積算が適正であること。事業運営及び経理が適正に行える組織体制であること。

(3) 貢献度

地域への誘客や文化資源等の価値の再認識など、当該地域及び文化活動の活性化につながる事業であること。

(4) 独創性

文化の枠を超えた他分野との連携を図るとともに、文化力を活かした創造性・独創性・先進性に富んだ事業であること。

(5) 発信力

観光をはじめとする他分野との連携等によって文化の新たな魅力を創造し、広報媒体やSNS等を活用することにより、その魅力を県内外に効果的に発信できる事業であること。

(6) 多様性・国際性

障害者や高齢者、外国人等あらゆる人々の参加・交流に配慮した事業であること。

(7) 継続性・発展性

次年度以降の継続的な事業実施や参加者等の継続的な文化活動が見込める事業であること。

(8) 新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染拡大により、従来の様式による文化芸術活動が制約される中、新しい生活様式に対応した取組や活動を行う工夫がなされていること。

【例】・公演、イベント、展示等のオンライン配信、デジタル技術を活用した新たな取組

- ・オンラインを活用したリモートでの交流、ワークショップ、指導・練習
- ・ドライブインシアター、電話を活用した取組等、接触を避ける取組の工夫
- ・その他、発表、展示、日頃の活動等における感染拡大防止のための工夫 等

【付加的評価】 次の項目に関しても併せて評価します。

- (1) 全県的な大会を行うなど、広域的に行う事業であること。
- (2) 申請団体が、申請に際して新たに企画し、実施する事業であること。

9 提出方法

(1) 応募締切

令和4（2022）年8月1日（月）

<必着>

※ 申請に係る相談等は随時受け付けます。

申請を検討されている方は、**事前に必ず御相談ください**。（申請要件に適合していることの事前確認を行い、事業計画等の磨き上げについても可能な範囲で御協力します。）

(2) 申請方法

持参又は郵送により、下記(3)の書類を提出してください。

※ 持参の場合の受付時間:午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 申請書類

「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」に定める、以下の書類及び添付資料

① 様式1 ② 附表1-4 (事業計画書) ③ 附表2-4 (収支予算書)

(4) 申請書の提出先

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県県民生活部県民文化課

(5) 留意事項

- ① 特定の出演者等が、特定の演目・内容について、同一の場所で数回にわたって公演等する場合や、各地を巡回して公演等する場合は、1つの事業とします。
- ② 事業が実施期間内に完遂できなかった場合には、助成を取り消す場合があります。
- ③ **採択後に事業計画の変更が生じた場合、変更内容によっては助成を取り消す場合があります。大幅な変更が生じないように、実現可能な事業計画を作成し、見通しを立てて申請してください。**

10 選定方法及び選定結果

審査委員会による審査を経て、採択(内定)又は不採択を決定します。

なお、全ての応募団体に結果を文書で通知するとともに、助成が決定した団体及び事業内容を県ホームページで公表します。

11 その他

・採択された場合、作成する印刷物(ポスター、チラシ等)には**必ず「栃木県文化振興基金助成事業」と明記し、基金ロゴマークを掲載**してください。

・この募集要項に記載のない事項については、**「栃木県文化振興基金助成事業実施要領」及び「栃木県文化振興基金助成金交付要領」**に従って取扱います。

12 問合せ先

栃木県県民生活部県民文化課文化振興担当

TEL:028-623-2153 FAX:028-623-2121 E-mail:bunkashinko@pref.tochigi.lg.jp